

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

「森林環境税」は、森林整備およびその促進に関する費用を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設された国税です。

令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。その税収の全額が「森林環境譲与税」として、私有林人工林面積、林業就業者数および人口をもとに、都道府県や市町村に譲与され、森林整備の財源として、間伐や人材の育成、木材利用の促進や普及啓発等の費用に充てられます。

●住民税均等割額について

年 額		令和5年度まで	令和6年度
国 税	森林環境税	-	1,000円
県民税	均等割	1,000円	1,000円
	復興加算分※	500円	-
	みやぎ環境税	1,200円	1,200円
町民税	均等割	3,000円	3,000円
	復興加算分※	500円	-
合 計		6,200円	6,200円

なお、所得割が課税になる方については、上記の合計額に所得割額が加算されます。

※復興加算分とは、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間臨時的に加算されていたものです。

町・県民税均等割および森林環境税を合わせた税額は、令和6年度も年額6,200円で変わりありません。

●課税されない人(非課税基準)について

	森林環境税(国税) (個人住民税も課税されません)	個人住民税(町民税・県民税) (森林環境税のみ課税される場合があります)
扶養親族を有しないとき	合計所得金額が38万円以下の場合 (給与収入のみの場合、93万円以下)	合計所得金額が42万円以下の場合 (給与収入のみの場合、97万円以下)
扶養親族を有するとき	合計所得金額が次の金額以下の場合 28万円×人数[1+扶養親族の数 (16歳未満の扶養親族含む)]+26.8万円	合計所得金額が次の金額以下の場合 32万円×人数[1+扶養親族の数 (16歳未満の扶養親族含む)]+26万円

※障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当する方で、合計所得金額135万円以下の場合、個人住民税(町民税・県民税)と森林環境税の両方とも非課税となります。

●利府町における森林環境譲与税の用途

近年頻発している豪雨等によって、土砂災害の危険性が高まっていることから、森林環境譲与税を活用して、土砂災害警戒区域等に指定されている森林の整備を進めるとともに、循環型社会の構築や林業・木材産業の振興に資するため、公共施設における県産材の利用促進等に取り組んでいます。

森林環境税の課税に関すること 問 税務課 町民税係 ☎767-2117
森林環境譲与税の活用に関すること 問 農林水産課 農林水産係 ☎767-2191

戸籍証明書等の広域交付制度について

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律の施行により、本籍地以外にお住まいの方でも、戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口で請求できるようになりました。

●請求できる戸籍証明書

証明書の種類	手数料(1通)
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円
改製原戸籍謄本	

※注意事項

コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
また、個人事項証明書(抄本)は請求できません。

●請求ができる方

本人、配偶者、直系尊属(直系の父母や祖父母)、直系卑属(子や孫)

●請求方法

必ず、請求ができる方本人が窓口にお越しください。代理請求(法定代理人及び任意代理人)による請求はできません。

●請求するときに必要なもの

窓口で請求する方の顔写真付きの本人確認書類(官公庁で発行したもの)

例：運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど

問 町民課 戸籍住民係 ☎767-2118



令和6年度狂犬病予防集合注射の日程について

令和6年度の狂犬病予防集合注射を下記日程のとおり実施します。

狂犬病を防ぐため、毎年1回受けさせなければなりません(狂犬病予防法第5条)。

また、生後91日以上の子犬は、登録をしなければなりません(狂犬病予防法第4条)。登録の手続きは役場のほかに、集合注射会場でも行えます。



注射料金

1頭当たり3,150円

※盲導犬は注射料金が免除されます。

※新たに犬を登録される方は別途、登録手数料3,000円が必要となります。

	とき	ところ
4月9日(火)	午前10時～午前10時50分	神谷沢コミュニティーセンター(神谷沢字金沢12-36)
	午前11時10分～午前11時40分	花の公園(菅谷台三丁目集会所そば)(菅谷台3-8-1)
	午後1時～午後1時20分	菅谷公民館(菅谷字赤坂34-5)
	午後1時40分～午後2時	消防団北部分団ポンプ車庫前(沢乙字大沢東10-1)
	午後2時20分～午後2時40分	森郷公民館(森郷字新町浦)
4月10日(水)	午前10時～午前10時50分	しらかし台集会所(夢民館)(しらかし台1-1-48)
	午前11時10分～午前11時50分	花園1号公園(花園1-26-17)
	午後1時10分～午後1時50分	森の里公園東側入口(青山2-34-2)
	午後2時10分～午後2時40分	青葉台二丁目集会所(青葉台2-2-10)
4月11日(木)	午前9時45分～午前10時	加瀬生活センター(加瀬字瓦崎19-3)
	午前10時20分～午前11時	野中一部公民館(加瀬字十三塚116-16)
	午前11時30分～午前11時45分	須賀集会所(赤沼字須賀123-1)
	午後1時～午後1時15分	浜田地区避難施設(赤沼字井戸尻88-1)
	午後1時35分～午後1時50分	赤沼公民館(赤沼字細谷1-2)
4月12日(金)	午後2時10分～午後2時30分	つつじの公園(葉山1-25-1)
	午前10時～午前10時20分	春日一部公民館(春日字金生95-1)
	午前10時40分～午前11時	春日二部集会所(春日字勝負沢50-13)
	午前11時20分～午前11時40分	藤田集会所(森郷字土橋49)
5月11日(土)	午後1時～午後1時50分	利府駅前2号公園(旧生涯学習センター前)(中央2-4)
	午前9時30分～午前11時	役場 町民広場(利府字新並松4)

※注射はどの会場でも受けられますが、期間中に実施できない場合は、動物病院で受けてください。

※毎年会場内で犬が飼い主を振り切って逃げ回ることがあります。怪我や事故に繋がりますので、きちんと犬を制御できる方が連れて来てください。

☎ 生活環境課 環境衛生係 ☎767-2119

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について

最新情報は
町ホームページを
ご覧ください。



新型コロナウイルス感染症のまん延予防上、緊急の必要があると認められる状況にはないと考えられるため、特例臨時接種を令和6年3月31日で終了しました。

令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけ、定期接種として実施します。

なお、令和6年度以降のワクチン接種について、現時点での情報は以下のとおりとなります。

令和6年度以降	
接種の分類	B類疾病の定期接種(インフルエンザと同様)
対象者	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器機能に障がいがある方 またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがある方 ※①②以外の方であっても、任意接種として接種を受けられます。
接種期間と回数	秋冬に1回 ※任意接種の方は時期を問わず接種していただけます。
使用ワクチン	流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンのウイルス株を選択し、当面の間、毎年見直します。
費用	対象となる方は一部公費負担(金額は未定)がある見込みです。 任意接種の方は全額自己負担となります。
努力義務・接種勧奨	なし

☎ 健康推進課 健康総務係(保健福祉センター内) ☎356-1334